公表資料

マイナンバーカード等に係る各種事案に対する個人情報保護委員会の対応状況

- 個人情報保護委員会は、コンビニでの住民票等の誤交付、マイナ保険証の紐付け誤り、公金受取口座の誤登録などの一連の事案について、マイナンバー及びマイナンバーカードを活用したサービスを利用する国民が不安を抱くきっかけになり得るといった影響範囲の大きさに鑑み、以下の表のとおり、詳細な事実関係を把握するとともに、確認された問題点に応じて、指導等の権限行使の要否を検討する対応方針を決定(令和5年5月31日付け「マイナンバーカード等に係る各種事案に対する個人情報保護委員会の対応方針(案)」を参照。)し、継続して調査等を実施してきた。
- 本資料は、前記対応方針の決定後、新たな事案(年金記録及び障害者手帳に関するサービスにおける事案。下記事案2②③)が判明するなどしたため、改めて、 現時点で、当委員会の対応状況を整理するものである。
- ※ 事案の概要等は、令和5年7月5日時点で当委員会が把握している内容であり、今後の調査等の進展により変動する可能性がある。
- ※ 本資料においては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を「個情法」、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律(平成25年法律第27号)を「番号法」という。

1 コンビニでの住民票等誤交付

事案の概要	問題の所在	対応状況
住民票の写し等の証明書を取得する「コンビニ交付サービス」において、別人の又は本人により廃止済みの証明書(特定個人情報又は保有個人情報を含む。)を誤交付した。	地方公共団体は、コンビニ交付 サービス等を提供する証明書発行 システムを富士通Japan株式会社 にシステム開発をさせたが、漏え い等を防止する安全管理のために 必要かつ適切な措置に関する品質 が確保されていないまま、同シス テムを運用し、住民に提供してい た。	令和5年5月31日、富士通Japan株式会社から、個情法及び番号法に基づく報告徴収に対する報告書を受領。これにより、複数発生した事案ごとの原因及びその原因に対する再発防止策を把握。令和5年6月21日、同社から、同社のシステムを利用する地方公共団体(123団体)に対する総点検の結果に関する追加報告書を受領。 ※下記宗像市の漏えい事案については、前記報告書記載の総点検では発見できなかったものであるため、同社に対し、原因詳細を速やかに調査し、追加報告を行うよう、令和5年6月30日に指示。 令和5年5月30日~31日、地方公共団体4団体(横浜市、足立区、川崎市、徳島市)から個情法又は番号法に基づく報告徴収に対する報告書を受領。また、システムトラブルが発生していた他の3団体(さいたま市、新潟市、熊本市)については個人情報の漏えいは無かったことを把握。 令和5年7月3日、宗像市から、別人の証明書誤交付が発生した件について、漏えい等報告を受領(内容詳細を精査中。)。 受領した各報告書を精査し、それぞれの問題点に応じた指導の内容を検討中。

2 各種サービスにおけるマイナンバーの紐付け誤り (健康保険証、年金記録、障害者手帳)

事案の概要	問題の所在	対応状況
①健康保険証 複数の健康保険組合等(個人情報取扱事業 者)において、被保険者とは別人のマイナン バーを誤登録し、マイナポータルやオンライン 資格確認システムを通して別人に医療情報等 (個人データを含む。)を漏えいした。	健康保険組合等が、本人から提出された届出書にマイナンバーの記載がない場合、基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)を確認してマイナンバーを特定することとなっていたが、その徹底を怠っていた。	これまでの調査で把握した健康保険組合等における再発防止策の策定状況に鑑み、各事案の問題点に応じた <u>権限行使の要否を検討中</u> 。 また、厚生労働省が行う総点検の結果を受け、他の健康保険組合等での漏えい事案発生の有無を把握すると共に、追加での <u>権限行使の要否等の対応方針を検討</u> する。
②年金記録 地方職員共済組合(個人情報取扱事業者)に おいて、年金請求の手続時に、請求者とは別人 のマイナンバーを誤登録し、マイナポータルを 通して別人に年金記録等(個人データを含 む。)を漏えいした。	地方職員共済組合が、年金支給対象者を個人番号管理システムに登録する際、基本4情報 (氏名、生年月日、性別、住所)を確認してマイナンバーを特定することとなっていたが、その徹底を怠っていた。	令和5年6月13日に地方職員共済組合から <u>漏えい等報告を受領</u> 。これにより、事案発生の原因は <u>①と共通</u> であることを確認。 厚生労働省・総務省等から指示を受けた全国の共済組合が行っている <u>総点検の結果を受け</u> 、他の共済組合での漏えい事案発生の有無を把握すると共に、 <u>権限行使の要否等の対応方針を検</u> 討する。
③障害者手帳 静岡県(地方公共団体)において、身体障害 者手帳の情報とマイナンバーの紐付けを行う際 に、対象者とは別人のマイナンバーを誤登録し、 マイナポータルを通して別人に障害者手帳情報 (保有個人情報を含む。)を漏えいするおそれ が発生した。 ※静岡県が確認した結果、誤登録は62件発生し ていたところ、結果的に第三者による閲覧はな かった。	静岡県が、障害者手帳の情報をマイナンバーと紐付けて身体障害者手帳管理システムに登録する際、基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)の確認が不十分であった。また、他にも、手帳取消しの手続において取消しの不備があった。	静岡県において、身体障害者手帳と同種の問題が精神障害者手帳・療育手帳で発生していないか確認中。 厚生労働省から指示を受けた全国の地方公共団体が行っている総点検の結果を受け、全体の規模を把握すると共に、権限行使の要否等の対応方針を検討する。

3 公金受取口座等の誤登録

事案の概要	問題の所在	対応状況
①公金受取口座(マイナポータル) 各地方公共団体の支援窓口における本人又は 手続支援員による操作ミス(ログアウトの失 念)に起因する公金受取口座・マイナポイント 等の誤登録により、別人のマイナンバーと本人 の銀行口座情報等を誤って紐付けた結果、銀行 口座情報(保有個人情報を含む。)を漏えいし た。	デジタル庁が、公金受取口座の登録等に関する事務において各地方公共団体の支援窓口の共 用端末を利用するに際して、正確な操作手順の 徹底のほか、操作手順に伴うリスクの軽減等に ついて、リスク管理及びその対策ができていな かった。	令和5年6月30日、デジタル庁から、番号法に基づく報告徴収に対する報告書を受領。今後、より詳細を把握する目的での番号法に基づく立入検査を検討する。 これにより、詳細な事実関係を把握し、問題点に応じた権限行使の要否を検討中。 また、デジタル庁が行う総点検の結果を受け、全体の規模を把握すると共に、追加での権限行使の要否等の対応方針を検討する。
②公金受取口座(国税庁 確定申告時) 確定申告書の登録時に銀行口座情報を公金受取口座に登録を希望した者について、国税庁がデジタル庁に情報提供をした際、登録希望者のマイナンバーと別人の銀行口座情報を誤って紐付けた結果、銀行口座情報(保有個人情報を含む。)を漏えいした。	国税庁が、デジタル庁に情報提供した銀行口 座情報について、誤登録を防止するために必要 な確認手順又は運用に不備があった。	令和5年6月6日、国税庁(丸亀税務署)から、漏えい等報告を受領。受領した漏えい等報告書を精査し、本件事案における問題点に応じた権限行使の要否を検討中。 また、国税庁が行う総点検の結果を受け、他の税務署での漏えい事案発生の有無を把握し、追加での権限行使の要否等の対応方針を検討する。
③マイナポイント 各地方公共団体の支援窓口における本人又は 手続支援員による操作ミス(ログアウトの失 念)に起因するマイナポイントを受領する決済 サービス情報(保有個人情報を含む。)の誤登 録により、マイナポイントの誤交付又はそのお それが発生した。	発生原因及び問題の所在は、①と共通である。	